

第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

1 基本的人権と個人の尊重

教科書P44～45

◎人権を保障するということ

私たちが自由に人間らしく生きていくことができるように、平等権、自由権、社会権、参政権などの（ ）が保障されている。人権の保障は、一人一人の個性を尊重し、かけがえのない人間としてあつかうという「 」の原理（憲法第13条）に基づいている。

個人の尊重は「 」(憲法第14条①)とも深く関係している。なぜなら、ある人を特別に有利にあつかったり、不利にあつかったりすれば、個人の尊重が損なわれるからです。一人一人をかけがえのない個人として尊重するためには、すべての人を（ ）にあつかうことは必要です。

人権の保障は、第一に（ ）に求められている。国に対して、個人を尊重して自由な活動や幸福で平和な生活を実現することを要求しているからです。国は、個人の自由を侵害してはならず、また人々の生活の安定と福祉の向上を図り、差別をなくすなどの人権の保障を推進していかなければならない。

◎だれもが持っている人権

人権は、（ ）の（ ）に保障される。もっとも、私たちは、日常の生活で人権が保障されていると感じることはあまりない。しかし、人権がいかに大切かは、例えば、私たちの電話が政府によって盗聴されていたり、手紙やメールが閲覧されていたりして、政府にとって都合の悪い話をしただけで逮捕されてしまうような社会を想像してみれば、よく分かる。

憲法による人権の保障は、特に、社会の中で（ ）立場にある人たちにとって大切です。それは、その人たちが差別や人権侵害を訴え、その解決を政府や社会に求めるとき、憲法の規定がその主張の支えになるからです。

◎子どもの人権

子どもにも人権が保障される。子どもはまだ成長の過程にあるため、親の（ ）を受けたり、飲酒や喫煙の禁止などの特別の（ ）を受けたりする。しかし、子どもも一人の人間として尊重され、健やかに成長する権利を持っている。

1989年に国際連合で採択された「 」を、日本は1994（平成6）年に批准した。この条約は、子どもも人権を持つことを確認し、（ ）権利や（ ）を表明する権利、休息し遊ぶ権利などを定めている。国は、子どもの現在と将来の利益に配慮して、これらの権利を守っていかなければならない。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- | |
|--|
| ①人間らしく生きるための権利を何という？（ ） |
| ②すべての人を平等に扱うという日本国憲法第14条①に定められたことを何という？
() |
| ③1989年に国連で採択された、子どもの人権を守ることを目的とした条約を何という？
() |

第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

2 平等権～共生社会を目指して①

教科書P 46～47

◎平等に生きる権利

全ての人は平等な存在であって、平等なあつかいを受ける権利（ ）を持っている。しかし、偏見に基づく差別が、現在でもなお残っている。特に「生まれ」による差別は、（ ）に強く反し、個人の尊厳の原理をおかすものであるため、一日も早くなくさなければならない。

◎部落差別の撤廃

（ ）は、被差別部落の出身者に対する差別のことで、同和問題ともいう。江戸時代に差別された（ ）身分、（ ）身分は、明治時代になって、いわゆる「 」によって廃止された。しかし、政府は差別解消のための政策をほとんど行わず、その後も就職、教育、結婚などで差別は続いた。これに対して、差別に反対する（ ）運動が起こり、1922（大正11）年には（ ）が結成された。

1965（昭和40）年の同和対策審議会の答申は、部落差別をなくすことが国の（ ）であり、国民の（ ）であると宣言した。そして、対象地域の人たちの生活を改善する同和対策事業が推進されてきた。しかし、現在でも差別は続いており、学校、地域、職場などのさまざまな場で人権教育や啓発活動が行われている。

◎アイヌ民族への差別の撤廃

（ ）は古くから北海道、樺太（サハリン）、千島列島を中心に、独自の言葉と文化を持って生活してきた。明治時代に、政府は、（ ）の過程でアイヌの人たちは民族固有の生活や文化を維持することができなくなった。そして、以前からあったアイヌの人たちへの差別が強まった。

1997（平成9）年に制定された（ ）では、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統を尊重することが求められている。

◎在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃

2013年現在、日本には約52万人の在日韓国・朝鮮人がくらしている。この中には、1910（昭和43）年の日本の（ ）による植民地支配の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫も多くいる。しかし、日本では、今なおこれらの人たちに対する就職や結婚などの差別がなくなっていない。日本で生活していることや歴史的事情に配慮して、（ ）を推進していくことが求められている。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- | |
|--|
| ①全ての人は平等な存在であって、平等なあつかいを受ける権利を何という？（ ） |
| ②アイヌ文化の振興と伝統の尊重を目的に、1997年に制定された法律を何という？
（ ） |
| ③差別に反対する運動が起こり、1922年に結成された組織を何という？（ ） |

第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

2 平等権～共生社会を目指して②

教科書P 48～49

◎男女平等を目指して

女性は、仕事や職場において、採用や昇進などで男性よりも不利にあつかわれがちです。その背景には、「男性は　　，女性は　　と　　」という固定した性別役割分担の考えが残っていることが挙げられ、女性の社会進出をおくらせる原因になっている。職場などで性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）も問題になっている。

1985(昭和60)年に（　　）が制定され、雇用における女性差別が禁止された。さらに、1999(平成11)年には（　　）が制定され、男性も女性も（　　）に参画し活動できる（　　）を創ることが求められている。そのためには、育児・介護休業法に基づいて（　　）の取得を促進し、また、（　　）の整備を進めるなど、（　　）と（　　）を両立できる環境を整えていくことが必要です。また、管理職や専門職についている女性の割合を高めていくことも必要です。

◎障がいのある人への配慮

身体や知的に障がいのある人にとって生活のさまたげとなることでも、障がいのない人には気づきにくいことがある。公共の交通機関や建造物は、身体の不自由な人でも安心して利用できるように、段差を取り除くなど、（　　）にする必要がある。

また、障害のある人には、教育や就労の機会などに特別の配慮が欠かせない。障がいの有無にかかわらず、全ての人々が区別されることなく、社会の中で普通の生活を送る（　　）の実現が求められている。障がいのある人の自立と社会参画を支援するために、（　　）が制定されている。2013年には、障がいのある人に対する差別を禁止する（　　）が制定された。

◎在日外国人への配慮

日本に住む（　　）の数は増えてきており、日本の人口のおよそ1.6%をしめている(2013年現在)。特に1980年代後半以降、中国やフィリピンなどの（　　）から来る人たちや、ブラジルやペルーなどの（　　）の日系人が増えている。この人たちが、学校や地域、職場などで差別を受けないようにしなければならない。また、言葉や文化のちがいや、教育、社会保障などの面でも配慮が必要だ。

私たちは、人々の生活や考え方などがちがうことを認めたくて、たがいに尊重し合い、ともに助け合う（　　）を築いていくことが必要です。そのためには、全ての人にとって暮らしやすい社会を実現していくことが欠かせない。例えば、言葉や文化、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず利用できる（　　）は、そのような試みの一つです。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- | |
|---|
| ①雇用の男女平等を目的として、1985年に制定された法律を何という？（　　） |
| ②男女が区別なく活動できる社会をめざして1999年に制定された法律を何という？（　　） |
| ③障がいの有無にかかわらず、全ての人々が区別されることなく、社会の中で普通の生活を送ることを何という？（　　） |

第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

3 自由権～自由に生きる権利

教科書P 52～53

◎自由に生きる権利

私たちが個人として尊重され、人間らしく生きていくうえで、自由に物事を考え、行動することは欠かせない。このような自由を保障するのが（ ）です。（ ）は、近代における人権保障の中心であり、現在でも重要な権利です。

日本国憲法で定められている自由権には、（ ）の自由、（ ）の自由、（ ）の自由がある。

◎精神の自由

（ ）に物事を考え、自分の意見を発表することは、私たちが生きていくうえで大切です。また、これらの（ ）は国民の意見を政治に反映させるためにも欠かせない。もし国が特定の意見を「この意見はよくない」と決めつけて発表を禁止したら、（ ）は成り立たなくなる。

そこで、日本国憲法は、（ ）を保障している。（ ）には、物事のよしあしを自分で判断する（ ）の自由や、宗教を信仰するかどうかやどの宗教を信仰するかを自分で決める（ ）の自由などがある。また、人が集まったり、団体を作ったり、意見を発表したりする集会・結社・（ ）の自由、自由に研究を行いその結果を発表する（ ）の自由も、精神の自由です。政府が出版物などを発表前に検閲することも禁止されている。

◎身体の自由

私たちが自由に生きていくうえで、正当な理由なくとらえられたり、無実の罪で刑罰を受けたりすることがあってはならない。戦前には、警察による不当な捜査や、拷問による取り調べが行われていた。そこで、日本国憲法は、犯罪の捜査や裁判などにおいて、（ ）を強く保障した。裁判官が出す（ ）がなければ逮捕されたり、住居を搜索されたりしない。自白の強要は許されず、拷問は禁止されている。また、残虐な刑罰は許されない。

◎経済活動の自由

人々は、職業を自分で選び、働いて得た財産を生活のために使う。そこで自由に職業を選び営業する（ ）の自由や、お金や土地などの財産を持つ権利である（ ）の保障、住む場所を自由に選ぶ（ ）の自由といった、（ ）が保障されている。

しかし、無制限な土地の利用によって住民の生活環境が乱されたり、自由な経済活動によって（ ）の差が広がり、（ ）な社会になってしまったりするおそれもある。そこで、経済活動の自由は、精神の自由に比べて法律で広く（ ）されている。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- （ ）・・・人間らしく生きていくために、自由に物事を考え、行動する権利
- ┌ （ ）の自由・・・思想・良心の自由、集会・結社・表現の自由など
 - ├ （ ）の自由・・・奴隷的拘束・苦役からの自由、法定手続きの保障など
 - └ （ ）の自由・・・居住・移転・職業選択の自由、財産権の保障など

第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

4 社会権～豊かに生きる権利

教科書P54～55

◎人間らしい生活を営む権利

人々に人間らしい豊かな生活を保障するのが、()です。19世紀には、経済活動の自由が強調され、その結果として、貧富の差が拡大した。そこで、社会権の考え方が生まれた。日本国憲法は、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権を保障している。

◎生存権

社会権の中で基本となるのが、「()で()な()の()を営む権利」(憲法第25条①)である()です。この権利は、病気や失業などで生活に困っている人々にとって重要です。働くことができず、収入がなくなったら、人間として最低限度の生活さえ営むことができなくなる。そのような人々には、()に基づいて、生活に必要な費用が支給される。

また、生存権を保障していくためには、病気にかかった人や高齢者などが安定した生活を送ることができるよう、老齢年金や医療保険、介護保険などの()を整えることも必要です。特に少子高齢化に対応した年金制度の整備が急がれている。

◎教育を受ける権利

()は、全ての子どもが学校で学習することを保障している。学校教育を通じて、子どもたちは社会生活に必要な知識や判断力、友達との協調性などを身につける。また、学校教育は、平和で民主的な国家や社会を築いていく人間を育てるためにも重要です。だれもが学校に行けるように、義務教育は()とされている。また、学校教育にとどまらず、()の充実が求められている。これらの教育の基本的な方針は、()に定められている。

◎勤労の権利と労働基本権

()と()は、働く人たちの権利です。働くことは、人が収入を得て生活を安定させ、仕事を通じて精神的に充実した生活を送るうえでとても大切です。そこで、()が保障されている。

また、労働者は雇い主である使用者に対して弱い立場にあるため、() (労働三権)が保障されている。それは、労働者が団結して行動できるように労働組合を作る権利()、労働組合が賃金その他の労働条件の改善を求めて使用者と交渉する権利()、要求を実現するためにストライキなどを行う権利()の三つです。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

()・・・人間らしい豊かな生活を保障する権利

()・・・健康で文化的な()の生活を営む権利(憲法25条①)。

()を受ける権利・・・能力に応じて教育を受ける権利(第26条①)

()の権利・・・収入を得るために働く権利(第27条①)

()・・・労働者の()・団体交渉権・団体行動権

第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

5 人権保障を確かなものに

教科書P56～57

◎参政権

人権保障を確かなものにするために、日本国憲法は、さまざまな権利を保障している。国民が政治に参加する権利が（ ）です。そのうち（ ）は、国会議員や地方議会の議員、都道府県知事や市町村長を選挙する権利で、2016（平成28）年6月以降、満（ ）歳以上の全ての国民に認められる（ ）。現在では、国会議員の選挙について、外国からでも投票できるようになっている。選挙に立候補する（ ）も、参政権にふくまれる。

また、憲法改正の（ ）や、最高裁判所裁判官の（ ）などのように、国民が直接決定に参加する権利もある。国や地方の機関に要望をする（ ）も、広い意味での参政権の一つといえる。

これらの権利は、国民主権を確保し、政治が国民の意思に基づいて行われるようにするために不可欠である。

◎裁判を受ける権利

日本国憲法は、人権を確実に保障するために参政権に加えて、国に対して一定の行いをするように要求する権利（ ）をいくつか定めている。その一つが「 」です。

もし人権が侵害され、個人の力で解決することが難しい場合は、（ ）に訴えて、裁判所に（ ）に基づいて（ ）に裁判してもらうことが必要になる。そこで、裁判所に裁判を行うように求める権利である（ ）が保障されている。裁判所は、裁判を通じて日本国憲法に規定されている人権保障を実現する重要な役割を果たしている。

しかし、日本の裁判は（ ）と（ ）がかかり、権利を侵害されても実際に裁判に訴える人が少ないといわれてきた。そこで、裁判を受けやすいように、無料での法律相談や、弁護士費用の立てかえなどの仕組みが整えられている。

◎その他の請求権

日本国憲法が保障する（ ）にはほかに、（ ）と（ ）がある。（ ）は、公務員の行為によって受けた損害に対して賠償を求める権利です。（ ）は、事件の犯人として裁判に訴えられ、その後無罪になったり、一度有罪となった人がやり直し裁判で無罪と判断されたりした場合に、国に補償を求める権利です。これらの権利は、国の行為によって不当に損害を受けた人々を助けるために定められている。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ①国民が政治に参加する権利を何という？ | （ ） |
| ②国会議員、地方議会議員、知事、市町村長を選挙する権利を何という？ | （ ） |
| ③国会議員、地方議会議員、知事、市町村長に立候補する権利を何という？ | （ ） |
| ④裁判所に裁判を行うように求める権利を何という？ | （ ） |

第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

6 「公共の福祉」と国民の義務

教科書P58～59

◎「公共の福祉」による人権の制限

()は本来、法律によってもおかされない権利である。しかし、法律による()の制限が、憲法に照らして認められる場合がある。例えば、()の()が認められているからといって、他人の名誉を侵害するような言論は許されず、法律によって処罰される。

このように、人権には、()の人権を侵害してはならないという限界がある。また、人権は人々が同じ社会の中で生活していく必要から制限されることがある。このような人権の限界や制限のことを、日本国憲法は、社会全体の利益を意味する「 」という言葉で表現している。日本国憲法は、自由や権利の濫用を認めず、国民は常にそれらを公共の福祉のために利用する責任があると定めている(憲法第12条)。

しかし、何が公共の福祉に当たるのかを国が一方的に判断して、人々の人権を不当に制限することがあってはならない。人権を制限しようとする場合は、それが具体的にどのような公共の利益のためであるのか、慎重に検討する必要がある。

◎自由権と公共の福祉

人権が公共の福祉によって制限されるといっても、その程度は人権の種類によって異なる。例えば、自由権の中でも()の自由には、行きすぎると住民の()が乱されたり()の差の拡大につながったりしかねないため、公共の福祉による制限が広く認められてきた。これに対して、()の自由についてはこのような事情がなく、公共の福祉による制限は限定的にしか認められない。

◎国民の義務

国民には、社会生活を支えるために果たすべき義務がある。日本国憲法は、子どもに()を()義務、()の義務、()の義務の三つを挙げている。普通教育を受けさせる義務は、子どもの「 権利」を確保するために定められている。勤労は、国民にとって義務であると同時に()でもある。納税については、税金の種類や対象者などの具体的な内容が、法律で定められている。

憲法に義務の規定が少ないのは、憲法が国民の()を保障するための法だからである。国は、憲法に反しない範囲で、国民に義務を課す法律を制定することができる。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- | |
|--------------------------------------|
| ①憲法第12条に表現されている、社会全体の利益を何という？ () |
| ②国民の三つの義務は何か？
()義務、()の義務、()の義務 |